

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部建築課 No.009

処 分 名	道路・道の位置の変更・取消し
処 分 の 概 要	特定行政庁から位置の指定を受けた道路・道上には、建築物を建築することができません。したがって土地利用等の変化により必要としなくなった道路・道を変更又は取消しをすることができます。
根拠条例等・条項	建築基準法施行細則（平成 17 年規則第 159 号）第 13 条 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 9 条
審 査 基 準	<p>■道路の位置の指定、変更及び廃止の取扱い基準</p> <p>I～II 省略</p> <p>III 変更・廃止</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第 4 3 条の規定に抵触する敷地が生じない場合は認めるものとする。 2 通り抜け道路の一部廃止は、原則認めないものとする。 3 位置指定道路の幅員を一部だけ変更することは、原則として認めないものとする。 4 廃止により路地状となる敷地が生じる場合は、路地状部分の土地の使用関係を明確にし、借地の場合は建築敷地としての使用承諾を得るものとする。 5 避難通路（昭和 4 0 年 1 1 月 1 6 日付け建第 9 4 4 号（埼玉県通知）で制定、昭和 4 6 年 2 月 2 3 日付け建第 2 8 5 3 号（埼玉県通知）で廃止）のみの廃止は、認めないものとする。
標準処理期間	30 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	・申請手数料：一件につき 50,000 円

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市建築基準法施行細則

(道路・道位置指定等の私道の変更又は取消しの申請)

第13条 道路・道位置指定又は法第42条第2項から第4項までの規定による指定を受けた私道（以下「道路・道位置指定等の私道」という。）の変更又は取消しを受けようとする者は、道路（道）の指定の変更（取消）申請書（様式第15号）に省令第9条に規定する書類のほか、道路（道）位置図（指定・変更・取消）を添えて市長に提出しなければならない。

■建築基準法施行規則

(道路の位置の指定の申請)

第九条 法第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副二通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第百四十四条の四第一項及び第二項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

■建築基準法

(道路の定義)

第四十二条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員四メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一～四 省略

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供

給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの